

「記念事業並びに表彰規定」の改正について

下記のとおり「表彰規定」が一部改正されましたのでお知らせいたします。

【旧】

第四章 有功者表彰

- 第6条 永年に渡り地域における水泳及び水泳競技の普及発展に貢献した個人に対し、その功績を称えるため、有功者として表彰する。
2. 加盟団体は毎年2月末日までに、管轄地域における有功者表彰の対象者をその功績を説明する指定の様式を添えて本連盟に推薦するものとする。但し推薦を受けられる者は満40歳以上であり(公財)日本水泳連盟の登録者とする。

【新】

第四章 有功者表彰

- 第6条 永年に渡り地域における水泳及び水泳競技の普及発展に貢献した個人に対し、その功績を称えるため、過去にこの表彰を受けた者は除き、有功者として表彰する。
2. 加盟団体は毎年2月末日までに、管轄地域における有功者表彰の対象者をその功績を説明する指定の様式を添えて本連盟に推薦するものとする。但し推薦を受けられる者は満40歳以上であり(公財)日本水泳連盟の登録者とする。